

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月17日 12時00分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市浦港北東方沖 浦港南防波堤灯台から真方位046°3,050m付近 (概位 北緯34°33.8′ 東経135°01.2′)
事故の概要	プレジャーボート ^{スーパー クック} Super COOK Ⅲは、南西進中、また、プレジャーボート ^{こうけい} 高恵丸は、漂流中、両船が衝突した。 高恵丸は、船長が負傷し、右舷外板に破損を生じ、また、Super COOK Ⅲは、左舷外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月25日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Super COOK Ⅲ、4.8トン 250-56010兵庫、昭和リース株式会社 B プレジャーボート 高恵丸、5トン未満（長さ6.32m） 260-13496兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 右舷外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、潮上りを開始する際、船長Aが、操縦席で操船に当たり、船首方に他船を認めなかったため、船首浮上により船首方に死角を生じたまま南西進を続けたところ、衝撃を感じてA船がB船と衝突したことに気付いた。 B船は、船首を西南西に向け、漂流中、船長Bが、船尾方より機関音が聞こえたので、振り返ったところ、至近にA船を認めたものの、どうすることもできなかった。 船長Bは、衝突の衝撃で腰を打撲した。
分析	A船は、船長Aが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、漂流中、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が船尾至近に接近するまでA船の存在に気付かなか

	ったものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長A及びB船の船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。